

第3回農業委員会定例会(議事録)

1 日 時	令和4年3月30日(水)	午前10時00分 午前10時45分
2 場 所	竹原市民館2階 第2・第3会議室	
3 出席農業委員	1 石本委員, 2 山元委員, 3 祐本委員, 4 宮崎委員, 5 渡橋委員 6 赤坂委員, 7 土居委員	
欠席農業委員		
推進委員	大藤推進委員, 建山推進委員, 半田推進委員, 西原推進委員, 沖野推進委員, 岡田推進委員, 土居推進委員, 須賀推進委員, 西野推進委員, 大木推進委員, 亀田推進委員, 山本推進委員, 佐伯推進委員	
4 説明員	國川事務局長, 木原係長, 鳥本専門員, 小池	
5 審議案件	議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について 報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について	

議 長	<p>出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和4年第3回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、1番石本委員を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第1、議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、竹原町字多井一ノ割2813番、2814番1、2814番3の3筆、地目はいずれも田、面積は計3,245㎡です。</p> <p>申請の事由は、農業経営を開始するために申請されたものです。</p> <p>営農計画はじゃがいも、きゅうり、なす、玉ねぎ等を作付けする予定です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。</p>
須賀 推進委員	<p>申請地は、竹原西小学校から南西に約650m付近にあります。</p> <p>現地確認したところ、抜根、耕起をすれば耕作可能な農地でした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に2番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の2ページをご覧ください。</p> <p>2番の申請地は、田万里町字南ケ原2929番、2938番、2942番1、2942番2、2948番4、2950番2、2951番1、2951番3、2956番1、2959番1の計10筆、地目は田が3筆、畑が7筆、面積は計1,766㎡です。</p> <p>申請の事由は、農業経営を開始するために申請されたものです。</p> <p>営農計画は大根、トマト、きゅうり、なす、かぼちゃを作付けする予定です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った半田推進委員から補足説明をお願いします。</p>
半田 推進委員	<p>申請地は、田万里地域交流センターから南東に約1,900m付近にあります。</p> <p>現地確認したところ、耕作可能な農地でした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>

議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第2, 議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ, 参考資料の3ページをご覧ください。 1番の申請地は, 吉名町字毛木沖5254番60の1筆, 地目は田, 面積は1,884㎡です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い, 所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木 推進委員	申請地は, 吉名地域交流センターから北東に約1,400m付近にあります。 現地確認時, 耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑, ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑, 意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ, 参考資料の4ページをご覧ください。 2番の申請地は, 竹原町字下新開3531番8(仮換地41街区5-6画地)の1筆, 地目は田, 面積は145㎡(換地後の面積72.68㎡)です。 隣接する仮換地41街区5-2画地の宅地と一体的に利用して, 平成8年に農地法第4条の許可を受け, 住宅が建築されています。 当該農地は, 区画整理区域内にあるため, 転用後も宅地とならず, 地目が農地のままになっているために, 転用許可が必要となるものです。 譲り受け人は中古住宅販売の用途で利用することに伴い, 所有権を移転するものです。 用途が定められた区域にある農地であり, 区画整理区域内にある第3種農地です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は, 竹原市役所から北東へ約350m付近にあります。 現地確認時, 既に住宅が建築されていました。 説明は以上です。

議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に3番について事務局の説明をお願いします。
局 長	<p>議案の2ページ、参考資料の4ページをご覧ください。</p> <p>3番の申請地は、竹原町字下新開3531番2（仮換地41街区5-3画地）、竹原町字下新開3532番1（仮換地41街区5-4画地）の2筆、地目はいずれも田、面積は計320㎡（換地後の面積は計333.14㎡）です。</p> <p>注文住宅用地5区画の用途で、隣接する仮換地41街区5-1、5-5画地の宅地と一体的に利用することに伴い所有権を移転するものです。</p> <p>用途が定められた区域にある農地であり、区画整理区域内にある第3種農地です。説明は以上です。</p>
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	<p>申請地は、竹原市役所から北東へ約350m付近にあります。</p> <p>現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に4番について事務局の説明をお願いします。
局 長	<p>議案の2ページ、参考資料の5ページをご覧ください。</p> <p>4番の申請地は、新庄町字松ノ木39番3、40番1の2筆、地目はいずれも田、面積は計1,480㎡です。</p> <p>会社の駐車場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	現地確認を行った沖野推進委員から補足説明をお願いします。
沖野 推進委員	<p>申請地は、賀茂川中学校から南に約1,800m付近にあります。</p> <p>現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>

議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に5番について事務局の説明をお願いします。
局 長	<p>議案の3ページ、参考資料の6ページをご覧ください。</p> <p>5番の申請地は、東野町字上沖田1743の1筆、地目は田、面積は3,084㎡です。</p> <p>土木工事用機材及び資材置場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。</p> <p>本総会で許可いただいた場合には、転用面積が3,000㎡を超えるため、令和4年4月18日に開催の広島県農業会議の常設審議会に意見を聴取し、承認を得た後で許可する予定です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	現地確認を行った岡田推進委員から補足説明をお願いします。
岡田 推進委員	<p>申請地は、賀茂川中学校から南に約950m付近にあります。</p> <p>現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に日程第3、報告第5号「農地法第3条の3第1項の届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	<p>議案の4ページ、参考資料の7～13ページをご覧ください。</p> <p>令和4年1月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。</p> <p>件数は10件、筆数は田44筆、畑36筆の計80筆、面積は計35,369.02㎡の届出がありました。</p> <p>詳細につきましては参考資料の7～13ページをご確認ください。</p> <p>説明は以上です。</p>

議 長	<p>以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。</p> <p>引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。</p>
事務局	<p>一般報告や協議事項等は特にありません。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、令和4年第3回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年3月30日

議 長 祐本 征武

署名委員 石本 進